

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

- (1) 特別支援学校の設置及び統廃合、分校等の設置及び廃止、学校の障害種の設定などについての総合的な計画である第6期県立特別支援学校編成整備計画(令和4年度～令和13年度)において、名護特別支援学校の肢体不自由教育部門と病弱教育部門を桜野特別支援学校の肢体不自由教育部門と病弱教育部門へ統合することにより、両校の専門性の確保と教育環境を整理することが定められた。
- (2) 今般、所要の調整が完了したことを踏まえ、同計画の令和6年度からの実施に当たり、名護特別支援学校が行う教育の障害の種類及び当該学校の通学区域に係る規定を整理する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。
この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2（略）

3（略）

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

	「知的障害	
	肢体不自由	「知的障害
別表第1 沖縄県立名護特別支援学校の項中	視覚障害	を 視覚障害 に改める。
	聴覚障害	聴覚障害」
	病弱	」

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 国頭学区の部名護特別支援学校の項中「病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者に対する教育について適用し、同日前に入学した者に対する教育については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

規則案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 特別支援学校の設置及び統廃合、分校等の設置及び廃止、学校の障害種の設定などについての総合的な計画である第6期県立特別支援学校編成整備計画(令和4年度～令和13年度)において、名護特別支援学校の肢体不自由教育部門と病弱教育部門を桜野特別支援学校の肢体不自由教育部門と病弱教育部門へ統合することにより、両校の専門性の確保と教育環境を整理することが定められた。
- (2) (1)については、令和6年度中の実施を目標としていたが、今般所要の調整が完了したため、名護特別支援学校が行う教育の障害の種類及び当該学校の通学区域に係る規定を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）を次のように改める。〈第1条〉
沖縄県立名護特別支援学校の障害の種類を知的障害、視覚障害、聴覚障害とする。（別表第1関係）
- (2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）を次のように改める。〈第2条〉
沖縄県立名護特別支援学校の通学区域の病弱教育の項を削る。（別表第1関係）
- (3) この規則は、令和6年4月1日から施行する。（附則第1項）
- (4) (1)は、この規則の施行の日以後に入学する者に対する教育から適用し、同日前に入学した者に対する教育については、なお従前の例による。（附則第2項）
- (5) (2)は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。（附則第3項）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第73条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表																													
改正案	現行																												
<p>第1条～第84条（略）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校の目的) 第2条 学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(名称、位置、修業年限等) 第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>第4条～第84条（略）</p>																												
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>障害の種類</th> <th>部</th> <th>科</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立名護特別支援学校</td> <td>名護市宇茂佐</td> <td>知的障害 (削る。)</td> <td>幼稚部</td> <td></td> <td>1年、2年、3年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科	沖縄県立名護特別支援学校	名護市宇茂佐	知的障害 (削る。)	幼稚部		1年、2年、3年		<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>障害の種類</th> <th>部</th> <th>科</th> <th>修業年限</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立名護特別支援学校</td> <td>名護市宇茂佐</td> <td>知的障害 肢体不自由</td> <td>幼稚部</td> <td></td> <td>1年、2年、3年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科	沖縄県立名護特別支援学校	名護市宇茂佐	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年	
名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科																							
沖縄県立名護特別支援学校	名護市宇茂佐	知的障害 (削る。)	幼稚部		1年、2年、3年																								
名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科																							
沖縄県立名護特別支援学校	名護市宇茂佐	知的障害 肢体不自由	幼稚部		1年、2年、3年																								

視覚障害 聴覚障害 (削る。)	小学部	6年	
	中学部	3年	
	高等部	3年	普通科

別表第2 (第6条の2関係) (略)

第1号様式～第21号様式 (略)

視覚障害 聴覚障害 病弱	小学部	6年	
	中学部	3年	
	高等部	3年	普通科

別表第2 (第6条の2関係) (略)

第1号様式～第21号様式 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表																
改正案	現行															
<p>第1条～第5条（略）</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学区) 第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</p> <p>3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。</p>															
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>第3条～第5条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国頭学区</td> <td>名護特別支援学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>特別支援学校名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国頭学区</td> <td>名護特別支援学校</td> <td>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>病弱である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	特別支援学校名	区域	国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）			病弱である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。
学区名	特別支援学校名	区域														
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）														
学区名	特別支援学校名	区域														
国頭学区	名護特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村（恩納村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。）														
		病弱である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあつては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。														

<p>別表第2 (第2条関係) (略)</p>	<p>別表第2 (第2条関係) (略)</p>
-------------------------	-------------------------

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第六十二号)

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)

○学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

第三章 幼稚園

[入園資格]

第二十六条 (略)

[園長、教頭、教諭その他の職員]

第二十七条 (略)

第四章 小学校

[体験活動の充実]

第三十一条 (略)

[修業年限]

第三十二条 (略)

[教科用図書・教材]

第三十四条 (略)

[学齢未満子の入学禁止]

第三十六条 (略)

[校長、教頭、教諭その他の職員]

第三十七条 (略)

[学校の評価]

第四十二条 (略)

[情報提供]

第四十三条 (略)

[私立小学校の所管庁]

第四十四条 (略)

第五章 中学校

[修業年限]

第四十七条 (略)

第六章 高等学校

[修業年限]

第五十六条 (略)

[入学資格]

第五十七条 (略)

[専攻科、別科]

第五十八条 (略)

[専攻科を修了した者の大学への編入学]

第五十八条の二 (略)

[入学、退学、転学等]

第五十九条 (略)

[校長、教頭、教諭その他の職員]

第六十条 (略)

第八章 特別支援教育

[目的]

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

[目的の明示]

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

[助言又は援助]

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又

は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

〔障害の程度〕

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

〔特別支援学校の部〕

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

〔教育課程に関する事項〕

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

〔寄宿舎の設置義務〕

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

〔寄宿舎指導員〕

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

〔特別支援学校の設置義務〕

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

〔特別支援学級〕

第八十一条 (略)

〔準用規定〕

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十四条

(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十六条、第三十七条(第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第九章 大学

〔通信教育〕

第八十四条 (略)

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第二号)

〔学校の設置認可の申請又は届出〕

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項(市(特別区を含む。以下同じ。))町村立の小学校、中学校及び義務教育学校(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。))については、第四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物(以下「校地校舎等」という。))の図面を添えてしなければならない。

一 二 (略)

四 学則

五・六 (略)

〔学則の記載事項〕

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 九 (略)

② (略)

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。